

# 全国老施協のビジョンと 東京都のこれから

# KOUREIKYO JOURNAL & TOKYO

高齢協ジャーナル

第8号

2020年1月20日(月)発行

発行：社会福祉法人東京都社会福祉協議会  
東京都高齢者福祉施設協議会  
(東京都新宿区神楽河岸1-1)  
Tel. 03-3268-7172  
発行人：会長 西岡修

<http://www.tcsw.tvac.or.jp/bukai/kourei>

東京 高齢協議会 検索

ホームページにて高齢者福祉  
情報を発信しています。



## 目次

対談 平石 朗氏 × 西岡 修氏	1-3
高齢協 TOPICS	3
次期2021年介護保険制度改正に向けて	4
室長コラム	4

### 東京都高齢者福祉施設協議会とは？

東京都高齢者福祉施設協議会（高齢協）は、社会福祉法人東京都社会福祉協議会（東社協）の業種別部会連絡協議会に属する部会の一つとして、東京都内の特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・地域包括支援センター・在宅介護支援センター・デイサービスセンター等を会員とする組織です（会員数約1200施設・事業所）。



平石 朗

全国老人福祉施設協議会会長、社会福祉法人尾道さつき会理事長。岡山大学を卒業後、尾道さつき会を設立後に広島県老人福祉施設協議会会長を経て、2019年より現職。

全国老人福祉施設協議会（以下「全国老施協」）では昨年6月に役員改選があり、平石 朗氏が新会長に就任しました。本号の特集では平石会長と東京都高齢者福祉施設協議会（以下「高齢協」）の西岡修会長の対談を通じて、今後の全国老施協のビジョンや全国と東京との協調についてお伝えしていきます。

### 平石会長の介護の「哲学」 福祉と関わる原点

**西岡** この度は全国老施協の会長ご就任おめでとうございます。平石新会長の志す全国老施協の活動や方針について、今回の対談を通じて高齢協の会員施設にそのビジョンを伝えたいと思います。はじめに、平石会長のご経歴について伺います。社会福祉の仕事に関わられたきっかけをお話いただけますか。

**平石** 私は大学で哲学を専攻していましたが、当時は自分の人生で何をすべきかわかりませんでした。そのとき、

新聞で障がい者が長期間拘束された状態で発見されたニュースを見ました。たまたま障がいを持って生まれた方が生存権すら無視されていて、もし自分や家族がそうであつたらどう感じたのだろうと思いました。翌日には大学の障がい者研究会の門をたたき、関わりはじめました。そこでは自閉的な傾向を持つ子供へ毎週プレイセラピーを開催していました。そこで差別を受けることの大変さを実感して、障がい者施設ボランティアに参加しました。施設では週に一度仲間とソフトボールに行きましたが、帰るときに感謝されたことが忘れられません。後で考えたとき、それは普段施設には来訪者がいないからだとわかりました。それが人間らしい生活だろうかと思ひ、こうした方々と関わる事を仕事にすることが大事だと思ひ福祉の世界に入りました。

### 地域の理解を得て施設を開設

**西岡** 福祉の世界に入ってから活動についてお聞かせください。

**平石** 卒業後はすぐに無認可の作業所に飛び込みました。閉じこもりがちな

方の作業活動の支援をしましたが、作業の申し出を障害を理由に断られることもありました。また、作業の対価は低く、アルバイトをしてつなぎました。その後多くの方の協力により認可を得て、社会福祉法人としてのスタートを切りました。当時尾道市は10万都市で障がい者手帳を持つ方が320人いましたが、施設はありませんでした。施設を作ろうと、一軒一軒募金のお願いに周り、ようやく目途が立ちましたが、いざ土地を買って建てるとなると、障がい者への偏見から住民の大きな反対にありました。そのようなことを繰り返して、今回だめならあきらめようと覚悟を決めて臨んだ住民説明会でも反対にありました。このような批判や反対意見を障がい者やそのご家族が聞いたらどう思うでしょうか、自身の家族がそうだったらそのようなことが言えるでしょうか」と説き、ようやく認めてもらえました。

### 地域との関わりが偏見を変える

**西岡** 当時はとても苦労をなされたのですね。その経験から感じたことをお聞かせください。

**平石** 重い障害を持つ方と接することはとても勉強になりました。パニックが起こるのは背景に苦しい感情があり、それをうまく伝えられないからだと思います。想いを想像することはやりがいではありましたが、それは自己満足で、本当に障がい者が求めることは社会参加だと感じました。施設を作ったことで近所の子供達を



西岡 修

東京都高齢者福祉施設協議会会長。2001年より、特別養護老人ホーム白十字ホーム施設長。2013年、東京都高齢者福祉施設協議会前身である社会福祉法人東京都社会福祉協議会 高齢者施設福祉部会会長に就任。

交えてお祭りをするなど、交流する機会を増やすと偏見が薄れていきます。それこそがノーマライゼーションであり、社会福祉の観点から地域を支える事になるのだと思います。

**西岡** 障がい分野から高齢分野へ広がられたきっかけをお聞かせください。

**平石** あるときパーキンソン病の方がいらして、施設でお世話をするのが難しく、高齢者施設に依頼したところ断られました。それではいけないと思ひ友人から寄付金を頂き高齢者施設を作りました。福祉業界には若いころから関わりましたが、利害関係なしに人とつながれて、それがいい仕事になるとても素晴らしい分野です。

### 社会福祉法人の在り方

—老施協2035ビジョンについて

**西岡** 一般の全国の研究大会の場では平石会長から所信表明があり、「社会福祉」の言葉を強調されていました。「老施協ビジョン2035」も含めて、今後のビジョンについてお話しください。

**平石** 「現場のために」「人のために」「社会のために」。全国老施協は公益社団法人ですから、発展にはこの3つが循環することが不可欠です。現場をよくす



る、すなわち介護にかかわる全ての人を良くすることこそが原点です。それが社会貢献につながるのです、その連鎖を生み出していきます。この実現のために政治に働きかけることも必要です。で、組織内議員であるそのだ修光参議院議員を中心に協力を頂きつつ取り組んでいきます。

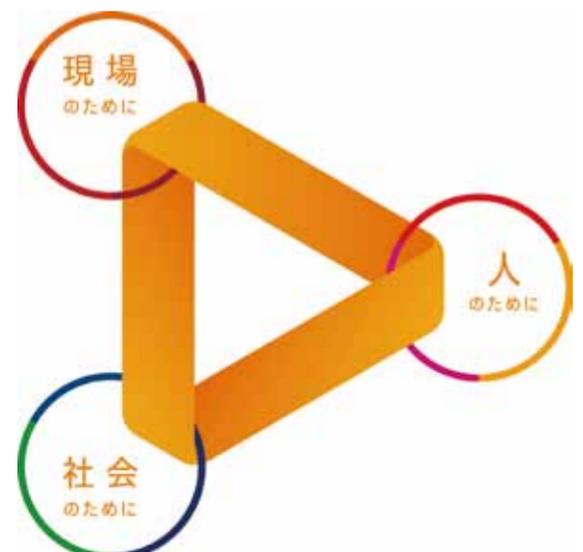
### 地域（＝施設外）に出ることで セーフティネットの構築を

**西岡** 東京も高齢化が進んでおり、そのニーズに対応しなければなりません。そのため、介護保険制度だけでは対応できない領域に社会福祉法人が積極的に関わる必要があります。ある意味ではおせっかいと捉えられるかもしれませんが、様々な困難を持つ高齢者にアウトリーチ（＝施設外）で関わるこ

とが地域を支えます。人権を守り、当たり前に暮らせる地域を作ることが社会福祉法人の大きな役割です。全国と東京でそれを共有して活動していきたいですね。

**平石** 本来の社会福祉法人の役割はセーフティネットの構築に尽きます。要介護認定を受けた方を支える事ももちろん大事ですが、その前の段階にある地域では困難を抱えた方のサポートから始めないといけません。要介護者の対応だけなら営利法人でもしています。社会福祉法人の強みは「地域」です。地域を支え地域に入っていく。現場の業務を実施しながらすることは大変ですが、それにより地域との関係ができます。そして利用者を選ばれる法人になります。こうした思いをすべての社会福祉法人で大切にすることで、これ

### 全国老施協の3原則



→ 相互に循環していくことが重要で  
発展につなげる

### 老施協ビジョン2035

最期の一瞬まで、  
自分らしく生きられる社会へ。

高齢者の“自分らしさ”に寄り添い、  
一人ひとりが最期まで本人の価値観を尊重され  
生活できる社会を実現します。

医療・福祉・介護の進展や  
高齢者の価値観の変化にあわせたサービス提供など、  
これからの高齢者福祉・介護のあり方を  
示していく本会の役割と  
86年間の国民の福祉を守ってきた事業者団体として  
地域とともに歩み地域を支え続ける  
“安心”という価値を込めています。



から何をすべきか明確に見えてきます。例えば10年後、民間法人施設で看取り等のサービスが充実してきたとき、地域とのかかわりのない特養と民間法人に差はあるでしょうか。その時に慌て取り組んでも遅く、現段階から取り組まなければなりません。広島県では地域共生社会の実現に関わる取り組みは力を入れていました。県内6ブロックで毎年交代制で社会実証実験に取り組んできました。そうすることで地域の中でエキスパートが育ち、地域共生社会の中で何をすればいいのかが見えてきます。

### 新たな取り組みが成長につながる

**西岡** とても素晴らしい取り組みですね。困難などはありませんでしたか。

**平石** 以前、生活相談員は地域と接する機会が少なく、最初は大変だったようです。しかし、やってみればとてもおもしろかったという声が多く出ています。地域に関わることは苦勞もあり

ますが、それを一歩乗り越えればやりがいにつながるのだと思います。

**西岡** 先日、大阪のレスキュー事業の話をついた際、その窓口となる施設の生活相談員は最初は何をすればいいかわからなかったそうです。しかし関わってみると地域の方の生活が安定し、結果的には施設入所につながることもありました。生活支援を始める事の面白さがあり、こうした取り組みが地域との関係を深化させます。経験を積むことを法人が応援することが重要で、業務外の取り組みに法人が消極的だと成長の芽を摘むことに繋がってしまうと思います。

**平石** 新たな業務を増やすことは働き方改革に逆行するという声もあります。が、法人内でルールを模索して業務を効率的に進めることでカバーできます。働き方改革は楽に働こうというだけでなく、余力を蓄えいざというときに新たな取り組みにチャレンジする体制を整えることでもありそうです。

**西岡** 社会福祉活動では資金も含めて活動をする力が必要です。全国と比較すると東京の収支差額は厳しく、都の経営支援補助金を受けてようやくプラスになる状況のため、現状活動のための力が不足しています。社会福祉法人は民間企業のように利益を出すことはできませんが、収支がプラスならそれは地域に還元することが重要です。東京は人が多くても介護業界を志す方は多くなく、人的余力がありません。3K職場といったイメージが強く、仕事のやりがい十分に伝わっていないことも原因で、この状況を打開しなければなりません。イメージだけではなく、福祉の仕事の在り方をもっと発信していくことが必要でしょう。

### 東京都の多様な現状

**平石** 東京都での取り組みはその規模の大きさから、先鋭的な取り組みも多くなるかと思えます。また、逆に都市



部ならではの経営や人材の問題もあると伺っています。

**西岡** 東京は都市部もあれば住宅部や島しょ部もあります。西多摩地域、農業地域もあり多様です。先日の台風19号でも川が氾濫するなどの問題もありました。多様な環境がありますので、施設整備の観点も地域によって異なります。最も顕著なのは待機者が23区はとも多く、市部の中でも西側は利用者が少なくなっていて、前提が異なることもあります。

**平石** ご利用者は自宅より遠方の施設を選ぶケースは少ないですからね。私の地元の広島県も都市の広島と島しょ部ではそれぞれの事業所の抱える課題は全く異なります。様々なニーズに対応することは大変ですね。

**西岡** 東京では過去の措置の時代には

市部に多くの施設がつけられ23区は少なかつたのですが、その時の施設は経験もあり、地域との密接度も高まっています。土地が無いのも東京特有の問題で、適した土地が見つかつてても大規模施設になりがちです。そうなる地域の中での機能が弱くなってしまう、本来の介護保険の趣旨と異なってしまうこともあります。東京でも我々社会福祉法人が何をすべきか改めて意識する必要がありますでしょう。

**介護の未来と制度  
遷り変わる制度と働く環境**

**平石** 国では介護現場の革新とは言われていますが、我々は組織力を生かして能動的に介護現場の負担を軽減するためにICTの活用や業務改善、アクティブシニアの働く環境整備などの枠

組みを作らなければなりません。自動車産業も昔は手作業でしたが今はほとんどオートメーション化されています。福祉の世界はコミュニケーションロボットなどもありますが、介護を専門とする人の手で行うことが最も重要です。中核的な業務と補助的な業務を明確にして、補助的な業務にはいろんな方に手伝っていただくような仕分けも必要です。介護の仕事の魅力を高めるうえでは仕事の見直しも必要です。賃金の向上も課題となっています。

**西岡** 賃金の問題では、東京では処遇改善加算などの加算の形ではなくて本体報酬を適正な形とする制度を望んでいます。そうすれば職員はしっかりと働け、やりがいを感じられて、法人も地域での社会福祉活動ができるようになると思います。

**平石** 報酬は本来全て基本報酬に組み込まれることが理想ですが、財源の問題や努力した施設に手当をつけたいという発想があるため流れは加算にあり、加算は全てとりにいく努力が必要です。しかし、現在の加算の制度は利用しやすいシンプルな構造ではありません。全国老協協が国に要望するべきは、書類業務も含めて受けやすい加算制度をつくることでしょう。

**制度に対応する情報共有システムを**

**西岡** 例えば処遇改善加算はとても複雑で書類も多く、事業所の経理・運営管理担当者の大きな負担になります。また、処遇改善加算の用途も人件費に限定されていますが、法人としては人材に対する研修や育成に関しても回していきたいところです。

**平石** もう一つ全国老協協で考えていることは、オンラインで研修動画を見られるようにすることや、申請書マニュアル、様式サンプル、Q&A集などのデータベースの充実です。業務の状況や地理的都合により、施設によっては研修に人を送り出しづらいところもあります。オンライン研修を受けられるようになれば情報格差は小さくなりそうです。そうした仕組みを作る事こそが組織の役割で、全国老協協に加入して良かったと言っていたために重要で

**西岡** 国に対しての働きかけと組織（全国老協協）で取り組むことの二つのアプローチを進めていきます。

**西岡** 制度の利用や手続きをサポートできる仕組みをできるようにしていきたいですね。

**全国と東京で協同して発信と改革へ**

**平石** 全国老協協は各地域および全国的な制度の専門的な知見を蓄積して、会員に伝わる仕組みを作ります。そうしたアプローチこそが組織が伸びる原動力です。加算制度もありがたいと思いますが、初めから完璧な制度を求めたいとは思いません。改善要望を出し、使いやすいものにしていきます。

**西岡** そのために数の力に組織力が重要で、より多くの事業所が声を上げて訴える必要があります。様々な理念を持つ事業者が一つの部分で一緒になって、結果することが重要ですね。

**平石** それこそが組織の重要性ですね。世の中を変えるのはやはり組織であり、その背景にご利用者も職員もいます。一定の影響力を持って国に訴えなければ

ばそれは一部の意見とみられてしまいますからね。  
**西岡** 一施設やある地域だけで訴えてもうまくいきません。積み重ねと組織の力で、積極的な発信に力を合わせて取り組んでいきましょう。  
**平石** お互い力を合わせてがんばりましょう。



左から田中 雅英氏(高齢協副会長)、平石 朗氏、西岡 修氏、水野 敬生氏(高齢協副会長 兼 情報広報室長)

**高齢協 TOPICS**

来年度 高齢者福祉実践・研究大会  
「アクティブ福祉in東京」  
2020年9月30日(水) 開催予定

**高齢協のfacebook更新中**

おかげさまで1300件のいいねを突破しました!

↓いいねしてブル!



# 次期2021年 介護保険制度改革に向けて



淑徳大学コミュニティ政策学部学部長 教授  
かがみ たくし  
鏡 諭

## はじめに

2021年介護保険改革は、財務省経済財政諮問会議により議論が始まりました。そこでは3点が主な問題点として議論されました。①介護保険創設時から10割給付であり、自己負担の無いケアプランへの自己負担導入 ②要介護1・2を軽度者と位置づけ、訪問介護サービスの生活援助サービスを市町村事業へ移行 ③所得により実施している介護サービス利用した際の2割・3割の自己負担を原則2又は3割の負担者を拡大する

しかし、それらはいずれも各界からの反対意見もあり、介護保険部会では十分な結論を出すに至らず、今回は実施を見送る事となりました。

## 2 持続可能な制度の再構築・介護現場の革新 (給付と負担)の内容

社会保障審議会介護保険部会では12月16日に給付と負担に関する以下の8項目に対する意見をまとめました。

- (1) 被保険者・受給者範囲
- (2) 補足給付に関する給付の在り方
- (3) 多床室の室料負担
- (4) ケアマネジメントに関する給付の在り方
- (5) 軽度者(要介護1・2)への生活援助サービス等に関する給付の在り方の見直し
- (6) 高額介護サービス費
- (7) 「現役並み所得」一定以上所得の判断基準
- (8) 現金給付

結果的には、今回の改正では、(2)の補足給付と(6)の高額介護サービス費の見直しにとどまりました。

## 3 2021年に改正が議論される内容

- (1) 補足給付の見直し  
食費・居住費の助成(補足給付)の所得段階について、保険料の所得段階と整合させるとともに、主に施設に入所している人の食費・居住費負担を含む本人の支出額について、所得段階間の均衡を図ることとする事と単身者1千万円の資産要件を引き下げます。が、法案に盛り込まれる事となります。
- 所得段階は、補足給付第3段階の年金収入額を保険料の所得段階と合わせて2つに分け(第3段階①・第3段階②)。下図参照)、その上で、介護保険三施設に係る第4段階と第3段階②の本人支出額の差額(介護保険三施設平均)の1/2を、第3段階②の本人負担に上乗せ(毎月約2万2千円)するものです。

## 4 その他の改正議論

- (1) 要介護認定  
①要介護認定の有効期間を最長3年から4年に延長する。  
②認定調査員の要件は、ケアマネジャー以外に緩和する。
- (2) 住所地特例

食費・居住費の助成(補足給付)に関する給付の在り方

保険料段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
	本人年金収入等80万円超120万円以下	本人年金収入等120万円超	本人年金収入等120万円超	本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)(第4,5段階) 本人が市町村民税課税(第6段階~)
補足給付段階(現行)	第1段階 生活保護被保護者世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者	第2段階 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	第3段階 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超	第4段階 世帯に課税者がいる 本人が市町村民税課税
補足給付段階(見直し案)	第1段階 生活保護被保護者世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者	第2段階 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	第3段階① 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	第3段階② 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等120万円超
				第4段階 世帯に課税者がいる 本人が市町村民税課税

①認知症グループホーム(地域密着型サービス)を住所地特例の対象とする。

今回の改正は、世代間のバランスが問われ、利用者及び高齢者の負担増と給付費の縮減が議論されました。そのため、介護保険は制度としての安心感を欠き、高齢者にとって安心して暮らせる社会から遠ざかっていくものとなっています。今一度、安心して暮らせる社会とは何かについての議論が必要です。

## 高齢協 情報・広報室 室長コラム

令和最初の新年、お健やかにお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省は現在、2021年度の制度改革に向けた議論を開始しています。注目は、介護利用者の自己負担額の引き上げや、地域支援事業の推進といった議論ですが、これに加え、深刻な人手不足の解消につながる新たな対策の検討を求める意見が多くあがっています。

議論は今後、夏までは概ね月1回のペースでこの横断的なテーマを中心に意見交換を行っていく、各論に秋以降に入る予定ということですが。

現在、東京都内の介護関係職種の有効求人倍率が、昨年11月末時点で約7倍となるなど、介護人材不足の状況はますます厳しくなっており、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が大きな課題です。

こうした中、東京都高齢者施設福祉協議会では、次期法改正を見据え、すでに顕在化している人材不足への対応をはじめ、厚生労働省、東京都はもちろんです。あらゆるチャンネルから、都内の介護事業所が抱える課題に対して積極的に要望・提言を発信していきたいと思っております。

情報・広報室 室長 水野 敬生